

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月29日(水) 15時27分から16時38分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	又村克茂
委員	13人
4. 欠席委員 1人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 令和6年滝川市農地賃貸料情報について
 - 6 報告3 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
 - 7 報告4 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の報告について
 - 8 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 9 議案2 農地法第3条に基づく利用権の中途解約について
 - 10 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 11 議案4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 12 協議1 滝川市地域計画の一部変更に係る意見について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 1 9 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。宮森委員より欠席の届出が出ております。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 1 1 番、本元委員、 1 2 番、中村委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。
説 明 員	議事日程 5 番、報告第 2 号、令和 6 年滝川市農地賃貸借料情報について、事務局に説明を求めます。 報告第 2 号、令和 6 年滝川市農地賃貸借料情報ということで、昨年 1 年間の市内の賃貸借の状況を取りまとめましたので報告いたします。なお、極端に低額、もしくは高額に賃貸借されたものは集計から除いています。 各地区の平均賃貸借料と旧標準小作料の比率ですが、「田」については江部乙中が旧標準価格の 98.6%で、最も高い値となっています。次

	に滝の川東が 97.0%、江部乙東が 96.8%、東滝川が 94.8%、滝の川西 93.2%、江部乙西 82.9%となっており、全ての地区で標準小作料を下回っています。また畑については、平均 2,494 円で標準小作料の 3,000 円を下回っておりますが昨年より 326 円下がっています。各地区の賃貸料の最高額と最低額ですが、 江部乙東地区で最高額 5,600 円、標準額です。さんからさん他 6 件です。最低額 5,000 円、さんからさん他 2 件です。 江部乙中地区で最高額 8,000 円、標準額です。さんからさん他 7 件、最低額 7,000 円、さんからさんです。 江部乙西地区で最高額 11,500 円、標準額です。さんからさん他 3 件、最低額 5,800 円、さんからさん他 1 件です。 滝の川東地区で最高額 8,000 円、さんからさん他 17 件、最低額 5,000 円、さんからさんです。 滝の川西地区で最高額 9,000 円、さんからさん他 12 件、最低額 5,000 円、さんからさんです。 東滝川地区で最高額 11,000 円、さんからさん他 9 件です。最低額 8,000 円、さんからさん他 1 件です。 一般畑で最高額 3,000 円、さんからさん他 13 件です。最低額 1,000 円、さんからさん他 2 件です。 西滝川地区は、今年度はありません。以上です。 説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑・意見を終了します。報告第 2 号については、報告済・承認とします。 議事日程 6 番、報告第 3 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局に説明を求めます。 報告第 3 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明します。 滝川の農地の耕作をしている農地所有適格法人については、市外の法
議長 各委員 議長	
説明員	

	人も含め 27 団体あり、農地法第 6 条の規定により事業の状況やその他農林水産省で定める事項を農業委員会に報告し、事務局決裁を行ってきたところですが、北海道農業会議よりその際に法人の要件確認は農業委員会総会で確認する旨説明があったことから総会報告議案として取扱いしており、令和 6 年度は、未提出の法人があり、提出を依頼していましたが、すべて出揃ったことから今回報告するものです。 別紙をご覧ください。法人の適格要件として①耕作面積、農地の権利を持ち営農しているかの確認、②形態要件、定款の確認、株式譲渡に対して会社の承認が必要であることの確認、③事業要件、農業以外の事業を行っているか、農業以外の売り上げが 50%を超えると要件を満たさなくなります。④構成員要件、出資者の確認、構成員要件を満たし且つ出資している者が議決権の 50%以上であること。⑤業務執行役員要件、役員の過半に該当する者が出資者であり、且つ 150 日以上農業に従事していること。以上 5 件について確認したところ、今年度はどの団体も問題なかったことので報告します。
議 長	説明が終わりました。13 番と 16 番を除く 25 件について、質疑、意見を求めます。
委 員	はどこで耕作しているのですか。
説 明 員	東滝川の です。畜産業を 市で行っており、 の撤退地と の撤退地で牧草畑を耕作しています。
委 員	はまだ農地残っているのか。
説 明 員	西滝川にまだ残っています。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。報告第 3 号、13 番及び 16 番を除く 25 件については、報告済の承認とします。13 番の農地所有適格法人の定期報告については、農業委員会法第 31 条に基づき、委員の退室をお願いいたします。 (委員 15 : 45 退室)

議 長	1 3 番の報告について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。1 3 番の法人については、報告済の承認とします。委員の入室をお願いいたします。
各 委 員	(委員 1 5 : 4 6 入室)
議 長	次に 1 6 番の農地所有適格法人の定期報告については、農業委員会法第 3 1 条に基づき、委員の退室をお願いいたします。
	(委員 1 5 : 4 7 退室)
議 長	1 6 番の報告について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。1 6 番の法人については、報告済の承認とします。委員の入室をお願いいたします。
	(委員 1 5 : 4 8 入室)
議 長	議事日程 7 番、報告第 4 号、農地法第 3 0 条第 1 項の規定による利用状況調査の報告について、説明を求めます。
説 明 員	報告第 4 号、農地法第 3 0 条第 1 項の規定による農地利用状況調査は、7 月 8 日から 9 日の 2 日間、農地特別委員と事務局職員で実施し、その後、8 月 2 9 日に農業委員全員で農地パトロールを行いました。 平成 2 8 年度より農地法の改正により利用意向調査の実施に伴う農地中間管理機構へ情報提供を行うこと、利用意向調査後の勧告と農地課税の強化など遊休農地に対する対応が強化されたことにより今回からこの調査を踏まえて、1 1 月 1 日に第 3 回の農地特別委員会を開催し、調査した農地について、今後の対応や方向性について検討しました。その調査結果が別紙 1 でございます。 資料 1 特定農地現地調査結果です。農地調査はすべての農地を行いますので、全部調査した中で農業委員会の農地パトロールで特に皆さんに見ていただきたい農地です。その一覧と地域の図面です。今年度は、現状耕作や管理がされているが、近い将来において遊休農地となりうる可能性がある農地や新規就農者の耕作地を重点的に調査いたしました。

議 委 員 説 明 員		資料１の調査結果より検討を行った結果が、資料２でございます。
	長	資料２をご覧ください。資料１の農地の内、農地として十分に管理・耕作されているものについては利用意向調査は行わず農地中間管理機構にも報告は要しません。遊休農地で再生利用困難な農地ですが遊休農地のうち、いわゆる荒廃農地にあたるもの。農地中間管理機構に提出しても戻される見込みの高い農地。これについても、利用意向調査、中間管理機構の報告は必要ありません。その中でも特に農地としての復元がほぼ不可能なものについては、総会の議決で農地台帳より除外することができます。今年度は除外対象の農地はありませんでしたが、今年度は１件、遊休農地の報告を行います。⑩の町の住宅地の中の農地ですが、所有者が亡くなり市居住の身内が相続しましたが、農業者ではなく遠隔地で管理も困難なことから５条転用で処分しようとする不動産等に問い合わせたりしていたのですが、全て処分できず残った農地を国庫帰属申請したことから、現状農地台帳に掲載されている農地であることから農地として扱わざるを得ず結果、「遊休農地」として報告することになります。国の管理になるので利用意向調査は行いません。農水省が主担となるので基本は農地としての処分を検討することになりますが、農振地域ではない農地で面積も約 4,000 ㎡しかないことから農地法第５条の転用も含め検討していく予定です。
	員	今回の調査は以上ですが、引き続き地域の農業委員さんにおかれましては、これまで同様に農地の状況等確認していただき、農地を十分活用できるようにしていただければと存じます。以上です。
	説 明 員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 今年度の総会で農振区域から除外の報告があった江部乙町の農地は農地除外の報告はしなくて良いのか。 遊休農地として農地からの除外は令和２年度に行っており、農地台帳からは既に抹消されている。この土地の売却のめどがついたが、農振地域から除外をかけないと売却できないので６年度になって除外をかけたものです。

議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。報告第 4 号については、報告済の承認とします。
	まもなく 16 時となることから農業委員会会議規則第 7 条により会議を延長します。
	議事日程 8 番、議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。今月は 3 件です。 さんの農地集約化のため解約するものです。その後は さんが受けることになりますが、旧経営基盤強化促進法の利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画と混在しているとわからなくなることから利用集積計画は全て解約して促進計画に切り替えます。
	1 番、江部乙町 番 さんと さんの解約です。
	2 番、江部乙町 番 さんと さんの解約です。
	3 番、江部乙町 番 さんと さんの解約です。
	以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号について、原案のとおり決定とします。
	議事日程 9 番、議案第 2 号、農地法第 3 条に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による届出について説明します。
	今月は 1 件です。議案第 1 号と同様で さんの農地集約化に伴い新し

	い耕作者に変更になることから解約するものです。 1 番、江部乙町 番 さんと さんの解約です。 本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。 議長 説明が終わりました。質疑意見を求めます。 各 委 員 (なしの声あり) 議長 質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。 各 委 員 (異議なしの声あり) 議長 議案第 2 号について、原案のとおり決定とします。 議事日程 10 番、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 説 明 員 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 1 件です。 1 番、西町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 330 m²、第 1 種住居地域、転用目的は家庭菜園、雪捨場の造成です。譲渡人は当初住宅の建設をするため昭和 51 年に転用許可を受けて申請地を取得しましたが、その後 市へ転出したため、申請地の近くに居住している譲渡人の兄である譲受人に土地の管理をお願いし、譲受人は家庭菜園として現在まで使用していたものです。昨年 10 月に譲渡人が死亡し、遺言書に基づき譲受人に遺贈することとなりましたが地目が農地のままであったこと、譲受人も農業者でないことから農地法第 3 条による所有権移転ができなかった事情があります。そのため農地法第 5 条による再転用により所有権を移転したいとするものです。工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。 以上、用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議
--	---

	をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。
	次に議事日程 1 1 番、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が 3 4 件、所有権移転が 4 件です。1 番から 2 6 番までは基盤強化促進法による利用集積計画の期間満了に伴い、引き続き中間管理の促進計画で貸借するものです。
	1 番、2 番、北滝の川 番、地目「田」、19,241 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 3 番、4 番、北滝の川 番、地目「田」、17,032 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。 5 番、6 番、北滝の川 番、地目「田」、33,204 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 1 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 7 番、8 番、東町 番、地目「田」、48,053 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。 番のみ東滝川のエリアになるので 11,000 円です。 9 番、1 0 番、江部乙町 番、地目「田」、25,196.90 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料

	は、11,500 円です。 1 1 番、1 2 番、江部乙町 番、地目「田」、30,916 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 1 3 番、1 4 番、江部乙町 番、地目「田」、8,552 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、7,000 円です。 1 5 番、1 6 番、江部乙町 番、地目「田」、44,829 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 1 7 番、1 8 番、江部乙町 番、地目「畑」、8,016 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 1 9 番、2 0 番、江部乙町 番、地目「畑」、28,626 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 2 1 番、2 2 番、江部乙町 番、地目「畑」、12,276 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 2 3 番、2 4 番、江部乙町 番、地目「畑」、13,645 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 2 5 番、2 6 番、江部乙町 番、地目「畑」、7,551 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 2 7 番から 3 4 番までは新規の賃貸借です。 2 7 番、2 8 番、北滝の川 番、地目「田」、29,728 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 2 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円、畑としての利用です。農地集約化のため さんと解約し
--	--

	た農地ですが、さんと契約することになりました。 29番、30番、江部乙町 番、地目「田」、39,413 m²、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は2年間、10a 当りの賃借料は、2,435 円、畑としての利用です。老齢のためさんは農業廃業、近隣耕作者のさんが耕作することになりました。耕地面積 32,000 m²×畑反当たり 3,000 円で 96,000 円を登記面積で割り返しています。 31番から34番まではさんの農地集約による規模縮小に伴い、近隣耕作者であるさんに賃貸借し、併せて基盤強化法と中間管理法と期間が交叉するので、整理するためすべて中間管理法でそろえました。 31番、32番、江部乙町 番、地目「田」、10,248 m²、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。 33番、34番、江部乙町 番、地目「田」、8,061 m²、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。 13番、14番、北滝の川 669 番、地目「田」、16,043 m²、井内清晤さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 次に所有権移転です。 35番、36番、東滝川 番、地目「田」、3,273 m²、さんから北海道農業公社を転貸してさんへの売買です。10a 当りの賃借料は、230,000 円、総額 752,000 円です。さんが賃貸借しておりましたが、東滝川地区の土地改良事業に伴い登記変更前に農地取得になったものです。 37番、北滝の川 番、地目「田」面積 16,860 m²、さんから、北海道農業公社への売買で売買価格は 4,720,000 円 10a 当り、28 万円です。農地保有合理化事業によりさんに代わって公社が買入し、さんに賃貸借の後、売却します。 38番、江部乙町 番、地目「田」面積 30,034 m²、「畑」1,448 m²、
--	--

		さんから、北海道農業公社への売買で売買価格は 8,481,000 円 10a 当り、「田」28 万円、「畑」5 万円です。農地保有合理化事業により さんに代わって公社が買入し、 さんに賃貸借の後、売却します。 以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。議案第 4 号、貸借権設定申請番号 1 番から 4 番を除く 3 4 件について、質疑、意見を求めます。
委 員		3 7 番、3 8 番について、公社から譲受人への手続きは来月以降ということでしょうか。
説 明 員		1 ヶ月か 2 ヶ月位後になります。公社の売買、登記が終わってからになります。
議 長		他にございませんか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了します。議案第 4 号、貸借権設定申請番号 1 番から 4 番を除く 3 4 件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 4 号、貸借権設定申請番号 1 番から 4 番を除く 3 4 件について、原案のとおり決定いたします。 次に貸借権設定申請番号 1 番、2 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員 1 6 : 1 7 退室)
議 長		貸借権設定申請番号 1 番、2 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号 1 番、2 番については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 4 号貸借権設定申請番号 1 番、2 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。 (委員 1 6 : 1 8 入室)

議 長	次に、賃貸借権設定申請番号 3 番、4 番については、農業委員会法第 31 条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員 16 : 19 退室)
議 長	議案第 4 号、賃貸借権設定申請番号 3 番、4 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第 4 号、賃貸借権設定申請番号 3 番、4 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号、賃貸借権設定申請番号 3 番、4 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。 (委員 16 : 20 入室)
議 長	議事日程 12 番、協議第 1 号、滝川市地域計画の一部変更に係る意見について協議を行います。所管より説明を求めます。
説 明 員	協議第 1 号について、説明を申し上げます。 今回、農地転用に先んじて地域計画の変更が必要となっておりますので、ご説明させていただきます。 1 番、農地転用を行う農地、江部乙町 番の地域計画について～農業用施設の納屋を建設し、用途変更を行う農地についてはこの農業者の家屋に隣接しています。また納屋の建設により現状の営農に支障はなく、さらなる農作業の効率化が認められることからこの用地を分筆し農地転用、用途変更を行います。江部乙町 番のうち、分筆した面積 337 m ² が地域計画から除外されることとなります。なお、今回測量時実際の面積が増えておりましたので増加する分と分筆する分相殺して除外、調整しております。記載の耕作面積については範囲内なので変更なしとなります。添付の地図が実際に除外される面積です。 2 番、農地転用を行う農地、江部乙町 番の地域計画について～こちらでも農業用施設の納屋を建設し、用途変更を行う農地についてはこの農

		業者の家屋に隣接しています。また納屋の建設により現状の営農に支障はなく、さらなる農作業の効率化が認められることからこの用地を分筆し農地転用、用途変更を行います。江部乙町 番のうち、分筆した面積 253 m²が地域計画から除外されることとなります。こちらも今回測量時実際の面積が増えておりましたので増加する分と分筆する分相殺して除外、調整しております。記載の耕作面積については範囲内なので変更なしとなります。添付の地図が実際に除外される面積です。 3 番、農地転用を行う農地、江部乙町 番の地域計画について こちらは農家住宅を建設するためにこの地番を分筆し、農用地区域からの除外を行います。農家住宅の建築により現状の営農に支障はなく、さらなる農作業の効率化が認められることからこの用地を分筆し農地転用、用途変更を行います。江部乙町 番のうち、分筆した面積 454 m²が地域計画から除外されることとなります。こちらも今回測量時実際の面積が増えておりましたので増加する分と分筆する分相殺して除外、調整しております。記載の耕作面積については範囲内なので変更なしとなります。添付の地図が実際に除外される面積です。 以上で説明を終わります。
議 長	員	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
委 員	員	3 番の農家住宅は、誰が入居するのですか。
説 明	員	所有者の息子が入居します。
議 長	員	他にございませんか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。協議第 1 号については、「意見なし」と回答することよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		協議第 1 号については、「意見なし」と回答いたします。
		本日の議案については、以上でございます。
		それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。

各 委 員	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程等について資料に基づき報告)
議 長	第20回総会は2月26日14:00からということで決定します。 以上をもちまして、第19回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(16:38)